

# 第1章

## 地域福祉計画策定の趣旨

- 1 地域福祉計画について
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間と各計画との連携
- 4 策定の方法





## 地域福祉計画について

## (1) 地域福祉計画策定の趣旨

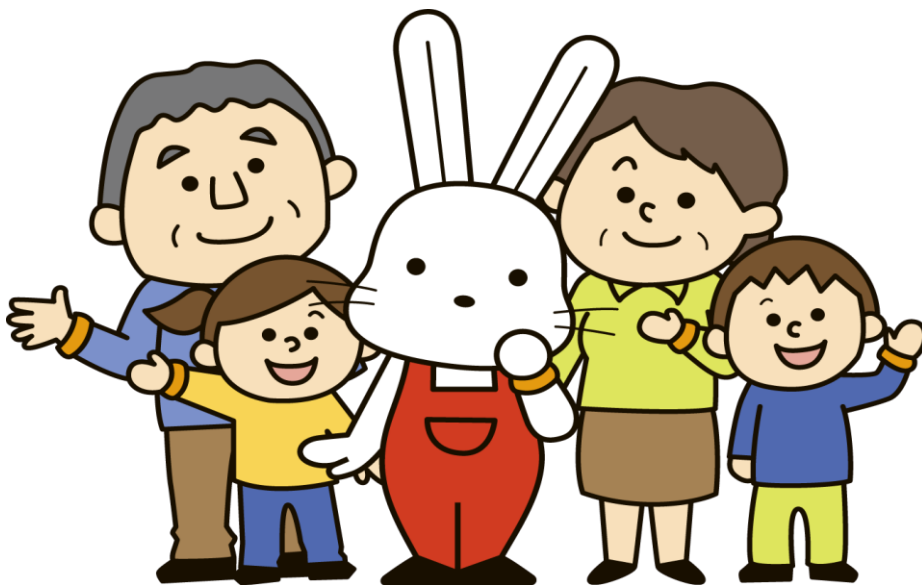
この計画は、社会福祉法の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法第107条の規定に基づき策定された計画であるとともに、福島市の健康福祉部門における基本計画です。

平成29年に改正された社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力」等が規定されています。

この改正により、主に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、

- ・地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

などが定められています。



## (2) 地域福祉計画策定の背景

近年の少子高齢化、人口減少社会の到来、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などに加え、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の影響などより、家族や家庭の変化、地域の担い手の減少やつながりの希薄化が見られます。これに伴い、社会的孤立による孤立死や虐待、生活不安による生活困窮や自殺、認知症高齢者の行方不明、老老介護※1、認認介護※2、8050問題※3、ごみ屋敷問題など、深刻な社会問題が発生しています。

また、団塊の世代が後期高齢者（75歳）となり、急増する高齢者に対応することが必要となる2025年問題に加え、団塊ジュニア世代が65歳となり現役世代が急減し、労働人口の大幅な減少に対応することが必要となる2040年問題などが発生すると予想されています。

さらに近年は、大規模な自然災害が頻発するほか、新型コロナウイルス感染症など、市民の生命や財産、生活そのものを脅かす災害などが発生しています。

このような状況の中、持続可能な地域社会づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要となります。

そのため、国においては、これまでの制度、分野ごとの係を超えて、地域住民が地域課題の解決に主体的に取り組む仕組みや、包括的に相談支援を行う体制、参加支援、相談支援、継続支援を行う重層的支援体制の整備※4を進めることで、地域共生社会の実現を目指すこととしています。

※1 老老介護：65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

※2 認認介護：老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること。

※3 8050問題：中高年（50代）となった引きこもりの子どもを養う親が高齢化（80代）し、介護や生活困窮を同時に抱えて孤立して行き詰る問題。

※4 重層的支援体制の整備：既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業で包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関の円滑な連携のもとで支援できるようにすること。自ら支援につながる人が難しい人の場合はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を、社会との関係性が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を実施する。また、地域づくり事業を通して住民同士の支え合う関係性を育み、他事業と関連して社会的孤立の発生や深刻化を予防する。

### (3) 地域福祉の意義

#### (1) 「生活課題」について

地域の中には生活する上で、さまざまな困りごとや不安なこと（「生活課題」と言う。）を抱えている方が数多くいます。

《生活課題の例》

- 初めての子育てで不安だな。
- 歳もとってきたし、ひとり暮らしで心配だな。
- 最近、お父さんが認知症じゃないかと心配なんだけど、どこに相談すれば？
- 自動車の運転に自信がなくて免許証を返納したけど、買い物や通院に困るなあ。
- 最近、隣のおばあちゃんを見ていないけれど、大丈夫かな。
- 近所の人たちとのつながりをつくりたいけれど、どうすればよいのかな。
- 災害が起きた時、避難が心配だな。

これらの生活課題を解決するためには、地域福祉の考え方が重要となります。

#### (2) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、さまざまな生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などが、お互いに協力して課題解決に取り組むことです。

個々人の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

#### (3) なぜ、「地域福祉」が必要か

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化など、さまざまな要因により生活課題が多様化・複雑化しています。

個人や家庭内だけでは解決が難しい生活課題に対応し、解決するためには、地域全体で課題に取り組む「地域福祉」を進めることが必要です。

#### (4) 「地域福祉」を進めるうえで大切なこと

生活課題の解決については、まずは身近な地域であいさつや地区の行事へ参加することで、人と人の顔の見えるつながりができ、地域を支え合う人間関係をつくることが大切となります。

人間関係ができ、地域がまとまれば地域に目が行き届き、これまで把握していた生活課題だけでなく、今まで見えてこなかった課題についても発見できるようになります。

そして、発見された課題や多様化・複雑化した課題について、ひとりで抱え込むことなく、地域全体で共有し、共に考え、協力し合い、解決に向けて取り組むことが大切となります。

また、地域の障がい者や認知症の方々、在住外国人などとの交流が生まれることで、相互理解が深まることにより、「心のバリアフリー※1」が推進され、地域でさまざまな支え合いを創造するという、地域内の好循環を構築していくことが大切となります。

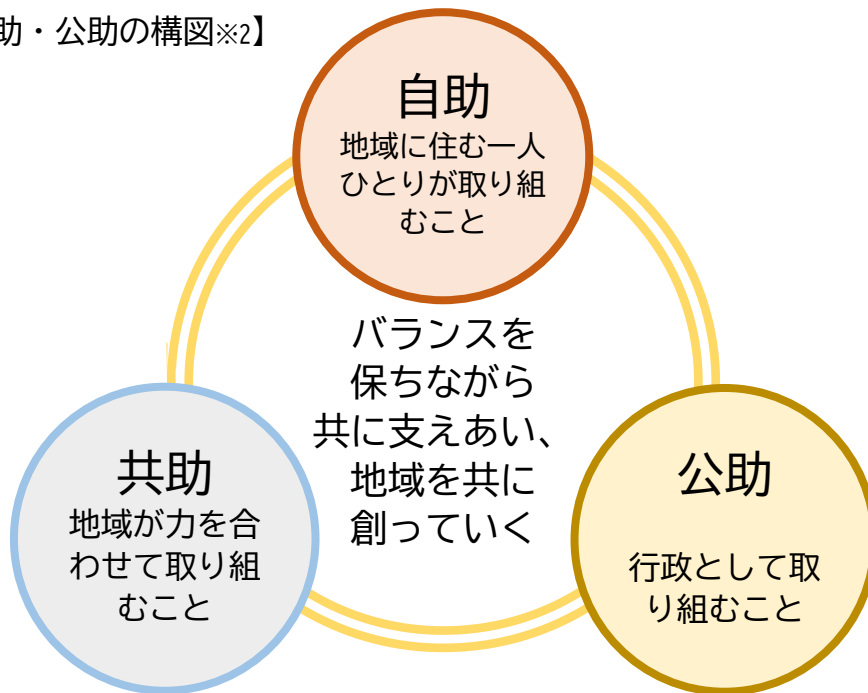
「地域福祉」を推進するためには、地域住民一人ひとりに加え、町内会や消防団、PTAなどの各種地域団体・関係機関、福島市社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、個々人の自立を基礎とした自助・共助公助のバランスを保ちながら、相互に連携して進めることが重要となります。

# 1 地域福祉計画について

## (3) 地域福祉の意義

このように、現在、地域住民がさまざまな生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる『地域共生社会』の実現が求められています。

【自助・共助・公助の構図※2】



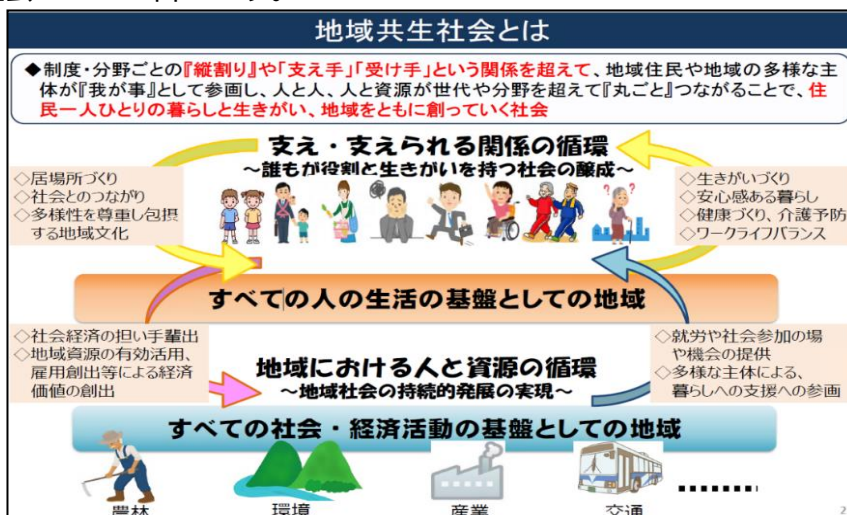
※1 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

※2 自助・共助・公助の構図：国では上記の構図のほかに、共助を地域住民の助け合いの互助、介護保険や年金などの国民相互の料金負担による社会保険制度に関する共助に分ける考えもある。

## (4) 地域共生社会とは

### (1) 「地域共生社会」とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていく社会のことを言います。



出典：厚生労働省ホームページ



### (2) 「地域共生社会」の実現に向けて

国では、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、以下の内容で取り組む方針を示しています。（以下は、厚生労働省ホームページから抜粋）

#### ①地域課題の解決力の強化

生活に身近な地域において住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」、「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育んでいきます。

これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

#### ②地域丸ごとのつながりの強化

耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障害者、生活困窮者などの就労や社会参加を実現するという「循環」を生み出していくことで人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

#### ③地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

#### ④専門人材の機能強化・最大活用

住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援していく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

## (5) 近年の福祉などの制度改革

### (1) 社会福祉法の改正

#### ①平成12年 社会福祉事業法が社会福祉法へ改正 ～地域福祉の推進

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。この改正により、福祉政策は個人の尊厳を尊重する基本的な考えを基に、可能な限り住み慣れた地域や自宅でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めることが定められました。

#### ②平成29年 社会福祉法の改正

～共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すとし、以下のことが位置付けられました。

- ・住民相互の支え合い機能の強化、公的支援との協働により地域課題を解決する体制整備
- ・複合課題に対する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

#### ③令和2年 社会福祉法の改正

～共生社会の実現のための包括的な福祉サービス提供体制の整備

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずることとしました。

### (2) 社会福祉法以外の福祉関連の制度改革について

#### ①生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティーネットとして制度化されました。生活困窮の背景にある社会的な孤立に対しては、地域の中で解決を図ることが重要となります。また、その端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり等に取り組むことが重要とされています。

#### ②社会福祉法人の地域貢献

平成28年3月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。



## ③成年後見制度利用促進基本計画

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこと、市町村は、国の計画を勘案して市町村計画を策定するよう努めることが定められています。

## ④再犯防止計画

平成28年12月に、再犯防止等の推進に関する法律が施行され、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないこととされました。再犯防止計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。福島市では、この地域福祉計画の中に、再犯防止推進法第8条第1項に定める再犯防止計画を位置づけ、一体的な計画とし、関係施策と連携して取り組みます。

## 【福祉関係の法改正の経緯】

- 平成12年 ○社会福祉事業法が社会福祉法に改正 ～利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立  
○介護保険制度の施行 ～介護を社会全体で支える仕組みの創設
- 平成15年 ○次世代育成支援対策推進法の施行 ～次世代育成支援対策を推進するための理念と責務を明記
- 平成18年 ○介護保険法の改正  
・介護予防を重視する仕組みや新サービス体系の導入  
・地域包括ケア体制を支える地域の中核機関としての「地域包括支援センター」の設置  
○障害者自立支援法の施行  
・障がいの種別に関わらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みの構築  
・入所施設からグループホームなど地域生活への移行や一般就労への移行  
○在宅医療の推進
- 平成20年 ○後期高齢者医療制度の導入
- 平成22年 ○「子ども・子育てビジョン」閣議決定
- 平成24年 ○介護保険法の改正 ～定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの創設  
○障害者虐待防止法の施行  
○子ども・子育て関連3法の制定
- 平成25年 ○障害者自立支援法の改正  
・障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称  
・障害者の範囲に難病等を加える  
○障害者優先調達推進法の施行  
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定
- 平成26年 ○地域医療介護総合確保推進法の施行
- 平成27年 ○生活困窮者自立支援法の施行 ～生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る  
○介護保険法の改正 ～在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、新しい総合事業の実施  
○子ども・子育て支援新制度の開始
- 平成28年 ○社会福祉法の改正  
・社会福祉法人の非営利法人としての地域における公益的な取組の実施に関する責務の明記  
○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行  
○再犯防止等の推進に関する法律の施行
- 平成29年 ○社会福祉法の改正 ～前頁に掲載した内容での改正
- 令和2年 ○社会福祉法の改正 ～前頁に掲載した内容での改正

## (6) 福島市における福祉施策の取り組み

地域福祉計画2016（計画期間：平成28年度～平成32年度〈令和2年度〉）の施策の主な取り組みについては次のとおりです。

### (1) 基本目標1 「みんなに手が届く地域福祉のまちづくり」について

#### ○総合相談体制の充実

##### ・子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う拠点として、「子育て相談センター・えがお」を平成28年度に設置し、専任の保健師がすべての妊産婦を継続的に把握し、必要に応じ支援するなど、子育て支援体制を整備しました。

##### ・地域包括支援センター機能強化

生活支援コーディネーターの配置、認知症高齢者支援体制強化など、地域包括支援センターの機能強化を行いました。

#### ○権利擁護の推進

##### ・権利擁護センターの設置

認知症高齢者等の権利擁護や市民後見人支援体制の充実を図るため、平成28年度に設置しました。

#### ○子育ての支援

##### ・待機児童対策緊急パッケージ

「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策緊急パッケージを策定し、待機児童の早期解消に努め、「福島市待機児童対策推進会議」を設置し、官民一体となって待機児童対策を推進しています。

#### ○高齢者への支援

##### ・高齢者元気アップ事業

『健都ふくしま創造事業』事業の三本柱のひとつ「地域の健康づくり」を目指し、高齢者を対象とした生きがいつくりと健康増進を支援する「高齢者元気アップ事業」を実施しています。

#### ○生活困窮者の支援

##### ・生活困窮者自立相談支援事業

離職や介護などによる生活困難、ひとり親家庭など、生活保護に至らない生活困窮者が自立するための生活相談や住居確保給付金の支給、就労相談、ホームレスの実態調査、相談支援などを実施しています。

#### ○地域の移動手段の確保

##### ・路線バス等の高齢者利用促進事業

高齢者の積極的な社会参加支援と公共交通の利用促進を図るため、75歳以上のかた（市民と広域避難者）を対象に、「ももりんシルバーパスポート」を交付して、市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃無料化を実施しています。

#### ○健康づくりの推進

##### ・健都ふくしま創造事業

市民総ぐるみの健康づくりを推進する「健都ふくしま創造事業」を立ち上げ、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めています。

# 1 地域福祉計画について

## (6) 福島市における福祉施策の取り組み

### ○災害に強いまちづくり

#### ・福祉避難所の設置（1次・2次）

災害時に、一般の避難所（学校の体育館など）では生活が困難な高齢者や障がい者の方が安心して避難生活を送れるよう、特別養護老人ホームや障がい者入所施設などと協定を結び、「福祉避難所」を指定し、福祉避難所を円滑に運営するために人的支援や福祉機器供給協力に関する協定も結びました。

また、障がい者などが災害の避難の際に安心して避難できるように、普段利用している福祉施設への避難ができるよう検討を始めています。

#### ・新型コロナウイルス感染症、令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めています。また、令和元年台風第19号の対応とともに、それらの経験を踏まえた避難所の対応や災害時要援護者の対応、自主防災組織との連携などに取り組んでいます。

### (2) 基本目標2 「みんながつながる地域福祉のまちづくり」について

#### ○地域包括ケアシステムの構築

#### ・地域ケア会議・地域協議会の開催

地域包括支援センターと地域住民、関係機関と連携を図り、地域ケア会議、地域協議会の開催を通して地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握・解決に取り組んでいます。

#### ・子育て世代包括支援センター、精神障がい者の地域包括ケアシステム、地域包括支援センターなど、それぞれ対象者ごとの包括的な相談支援を行ってきましたが、対象を限定しない包括的な相談支援体制作りの検討が始まっています。

### (3) 基本目標3 「みんなですすめる地域福祉のまちづくり」について

#### ○ふれあいの場づくり

#### ・地域における子どもの居場所づくり支援事業

子どもの居場所づくりバックアップ本部を設置し、子ども食堂などの地域ごとの子どもの居場所づくり活動を支援しています。

#### ・ふれあいサロン

住民とボランティアが地域で一緒に企画・運営する楽しい仲間づくりの場であるふれあいサロン活動の支援を行っています。

#### ・いきいきももりん体操

高齢者の健康維持・介護予防のほか、近所の声掛けや仲間づくりにも活用できる「いきいきももりん体操」関連事業を実施しています。

#### ○福祉の心の育成

#### ・障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例

障がいのある人とない人がその人権を尊重され、平等に権利を行使すること、互いにその人格と個性を尊重し、支え合うことを通じて、全ての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現することについて基本理念、推進する施策の基本的事項を定めることにより、共生社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、令和2年に制定し、各種事業に取り組んでいます。

# 1 地域福祉計画について

## (6) 福島市における福祉施策の取り組み

- ・手話言語条例

「手話は言語である」という認識に基づき、手話の理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境づくりを進めるため、「手話言語条例」を平成31年度に制定し、各種事業に取り組んでいます。

- ・バリアフリー推進パッケージ事業

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機にバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。

バリアフリーの取り組みの趣旨、目的に賛同いただける民間事業所や団体にバリアフリー推進パートナーになっていただき、連携・協力を進めています。

バリアフリーのまちづくり方針や重点対象地区を定める福島市バリアフリーマスタープランの策定に取り組んでいます。

重点事項の一つとして、令和元年度に先導的かつ先進的なユニバーサルデザインの街づくりおよび心のバリアフリーの取り組みを総合的に実施する「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受けました。

これらの行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標に取り組んでいます。

- ・多文化共生のまち福島推進指針

国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれ自立しながら協力し合って活力あるまちづくりを進めるために「多文化共生のまち福島推進指針」を定め、各種事業に取り組んでいます。

## (7) 福祉政策の課題

「福島市地域福祉計画2016（計画期間：平成28年度～平成32年度<令和2年度>）」の進捗状況や課題等について、中間評価、市民アンケート、地区懇談会により整理しました。

### 1. 地域福祉計画2016の反省・評価（中間評価）の結果概要

「地域福祉計画2016」の主な取り組みの指標の進捗状況は以下の通りです。

【中間評価の方法】

$$\text{中間現状値} \div \text{中間目標値} \times 100 = \text{中間達成率(\%)}$$

S 評価	中間目標値の100%以上を達成
A 評価	中間目標値の70%以上～100%未満を達成
B 評価	中間目標値の70%未満を達成

#### (1) 基本目標① 「みんなに手が届く地域福祉のまちづくり」について

評価	件数	主な取り組み内容
S 評価	6	・地域包括支援センターの機能強化 ・放課後児童クラブの登録児童数など
A 評価	7	・保育定員数 ・自立相談支援事業の新規相談件数など
B 評価	4	・身体障がい者相談支援事業相談件数 ・自立相談支援事業のひと月あたり終了支援決定件数など

#### (2) 基本目標② 「みんながつながる地域福祉のまちづくり」について

評価	件数	主な取り組み内容
S 評価	4	・市民活動サポートセンター利用者数 ・地域見守りネットワーク事業協定事業所数など
A 評価	2	・市民活動活性化支援事業の補助金を活用した団体など
B 評価	1	・企業との連携によるネットワークづくり事業の福祉講座を開催した事業所数

#### (3) 基本目標③ 「みんなですすめる地域福祉のまちづくり」について

評価	件数	主な取り組み内容
S 評価	3	・認知症サポーター数など
A 評価	1	・いきいきサロン数
B 評価	1	・集会所建設に対する補助金交付事業

#### (4) 総合評価

29指標中、S評価が13件、A評価が10件、B評価が6件となっています。

中間目標値の100%以上を達成しているS評価が44.8%、A評価が34.5%となっています。

S評価とA評価を加えた割合は、79.3%で、おおむね順調な進捗状況となっています。

評価	件数	割合(%)
S 評価	13	44.8%
A 評価	10	34.5%
B 評価	6	20.7%
合計	29	



### 2. 市民アンケートの結果概要

#### (1) 市民アンケートの実施内容

目的： それぞれの地域や年代の方々が、どのような生活課題を抱えているか、また、その課題をどうとらえているかなどを把握すること

実施期間： 令和元年10月18日～11月8日まで

対象者数： 市内在住者2,500人（地区、年齢別按分で対象者を抽出）

回答者数： 1,108人（回答率44.3%）

※ 市民アンケートのほかに、若い世代の意見等を計画に反映させるため、福島大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学の学生150名を対象に、「次世代向けアンケート」の協力を依頼し、110名（回答率73.3%）からの回答をいただきました。

#### (2) 市民アンケートの結果概要

市民アンケートでの主なご意見や今後の課題は、次の通りです。

##### ①「地域における支え合いの促進」に関するご意見

- ・ひとり暮らし世帯（認知症高齢者も含む）への施策の充実
- ・「互いに助け合える」ご近所づきあいをつくるのが大切
- ・祭りや運動会などの地域イベントの開催により、地域活動を活性化することが大切
- ・災害時の対応に関して、官民連携での取組みを充実することが大切  
加えて、東日本大震災・福島原子力発電所の事故の経験を風化させないことも大切
- ・個々人の心身ともに健康であることが基本であることから、現在、取り組んでいる「健都ふくしま創造事業」に取り組むことが大切 など

##### ②「誰にでもやさしいまちづくりの推進」に関するご意見

- ・学校などとの連携を含め、「心のバリアフリー」に関する事業の充実
- ・高齢者（ひとり暮らしや認知症高齢者を含む）の見守り体制の充実
- ・地域の交通手段の確保 など

##### ③「包括的な相談体制とサービス提供体制の構築」に関するご意見

- ・支所や地域包括支援センターなどとの連携によるスムーズな相談体制の構築
- ・「相談できる人がいない方」への支援の充実
- ・市政だよりや回覧板による広報に加え、SNSなどを活用した情報発信の充実
- ・福島市社会福祉協議会やNPO法人との連携の充実 など



## 3. 地区懇談会の結果概要

## (1) 地区懇談会の実施内容

目的： 現に地域において問題となっていることや、住民が求める福祉ニーズなどを把握すること

実施期間： 令和元年10月7日～12月18日まで

開催数： 市内26地区を対象に合計25回開催（一部合同開催あり）

参加者数： 671人

## (2) 地区懇談会の結果概要

地区懇談会における主なご意見等は、次の通りです。

## ①「相談ごと」についてのご意見

- ・民生委員や町内会役員が相談を受けた場合に、どこに繋いでよいか分からない
  - ・家族や知人など知り合いがいない人を、どうしていけばよいか分からない
- わかりやすく相談ごとを繋いでいける仕組みづくりが必要

## ②「地域での見守り」についてのご意見

- ・地域で見守るためには情報が必要だが、どの世帯が見守りを必要としているかが分からない
  - ・個人情報の問題があり、地域で連携が十分取れないことがある
- 地域での見守りを充実していくには、情報の共有や連携が必要

## ③「交通手段」についてのご意見

- ・高齢化の進行で地域（特に、遠隔地）で交通手段が不足している
  - ・ももりんシルバーパスポート※1などの制度もあるがバス停まで行けない距離に住んでいると困ってしまう
- それぞれの地域に合わせた移動手段の確保が必要

## ④「人材育成」についてのご意見

- ・子どもの頃からボランティア活動などの福祉的活動や、それぞれの地域で開催されている地域活動に参加することが重要
  - ・障がいのある方や高齢者に関する教育について、子どもの頃から当たり前で接し、交流する機会が重要
- 学校などの教育機関を巻き込んだ学習機会の創出が必要

## ⑤「バリアフリーの意識」についてのご意見

- ・困っている方を「助けたい」気持ちはあるがどの人にもどんなことが出来るか分からない
  - ・「助ける」以前に、困っているのか、困っていないのかが分からない
- 支援の必要な方が困っているときに、支援する方がそのことに気付けることが必要

※1 ももりんシルバーパスポート：路線バス等高齢者利用促進事業により75歳以上の高齢者に交付される市内路線バスと福島交通飯坂線の運賃が無料となるカード。

#### 4. 福島市の主要な課題

福島市地域福祉計画2016の中間評価、市民アンケート、地区懇談会の結果等を踏まえ、継続して取り組む課題および新たな課題の主な内容は、次の通りです。

##### (1) 地域における支え合いの促進

###### ①地域のつながりの希薄化

地域での人間関係や住民の地域への帰属意識の希薄化や、プライバシーへの意識の高まりなど、地域の中で支え合う力が低下しています。特に、社会的に孤立しがちな、単身の高齢者や高齢者のみの夫婦の世帯が、地域の中で埋没する可能性が高まっています。

###### ②地域福祉活動の基盤の弱体化

町内会の役員や、民生委員・児童委員のなり手がなく、役員の高齢化など、地域の福祉活動の担い手が固定化・高齢化しており、後継者も不足しています。

###### ③困りごとの複雑化・多様化

高齢者の親と働いていない50代の子の世帯の8050問題や、介護と育児に同時に直面するダブルケア問題※1等、現在の縦割り制度では解決に結びつかない問題が発生しています。また、行政サービスが必要な場合でも、本人が支援を拒否する場合があります。

###### ④困りごとの相談先がわからない

困りごとを抱えた市民が相談しようと考えても相談窓口がわからないといった実情です。特に、市からの広報誌が届いていない町内会に未加入の世帯や、福祉に関心のない方がサービスが必要になった際に地域とつながりがないため途方に暮れるといった状況です。そもそも支援を受けられるとっていない場合もあります。

##### (2) 誰にでもやさしいまちづくりの推進

###### ①地域の移動手段の確保

高齢化の進行で、地域、特に遠隔地での交通手段が不足しています。75歳以上の方については、ももりんシルバーパスポート制度が利用可能ですが、バス停まで遠い方は利用が困難です。

###### ②さまざまな災害などへの対応

東日本大震災・福島原子力発電所の事故や令和元年東日本台風（台風19号）などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症による日常生活への影響が発生しています。災害時などの発生に支援が必要な災害弱者である高齢者や障がい者などに対する安否確認や情報伝達、避難誘導などの支援が十分ではありません。

###### ③誰にでもやさしいまちづくり

高齢者や障がい者、外国人などは日常生活を送るうえで様々なバリア(障壁)があります。また、支援の必要な方が困っているとき、手助けをしたいがどのような行動をとればよいかわからない方が多い状況です。

ハード面だけではなく、心のバリアフリーなどのソフト面のバリアフリーを推進し、みんなが安心して暮らすことができる「誰にでもやさしいまち ふくしま」の取り組みを推進します。

### (3) 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築

#### ① 包括的支援体制の充実

個別の制度に基づく専門相談機関や分野ごとの相談窓口の整備は進んでおり、高齢者、障がい者、子どもやその保護者、生活困窮者等、各部署において支援が行われています。

しかし、支援対象の世帯や世代の属性にかかわらず、身近な地域で把握した生活課題を包括的に受け止め、受け止めた課題が複雑多様化して解決が難しい場合の包括的な支援が十分に提供できる仕組みづくりには至っていない状況です。

※1 ダブルケア問題：育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化や晩婚・晩産化におけるケアの複合化・多重化の問題。

## 2

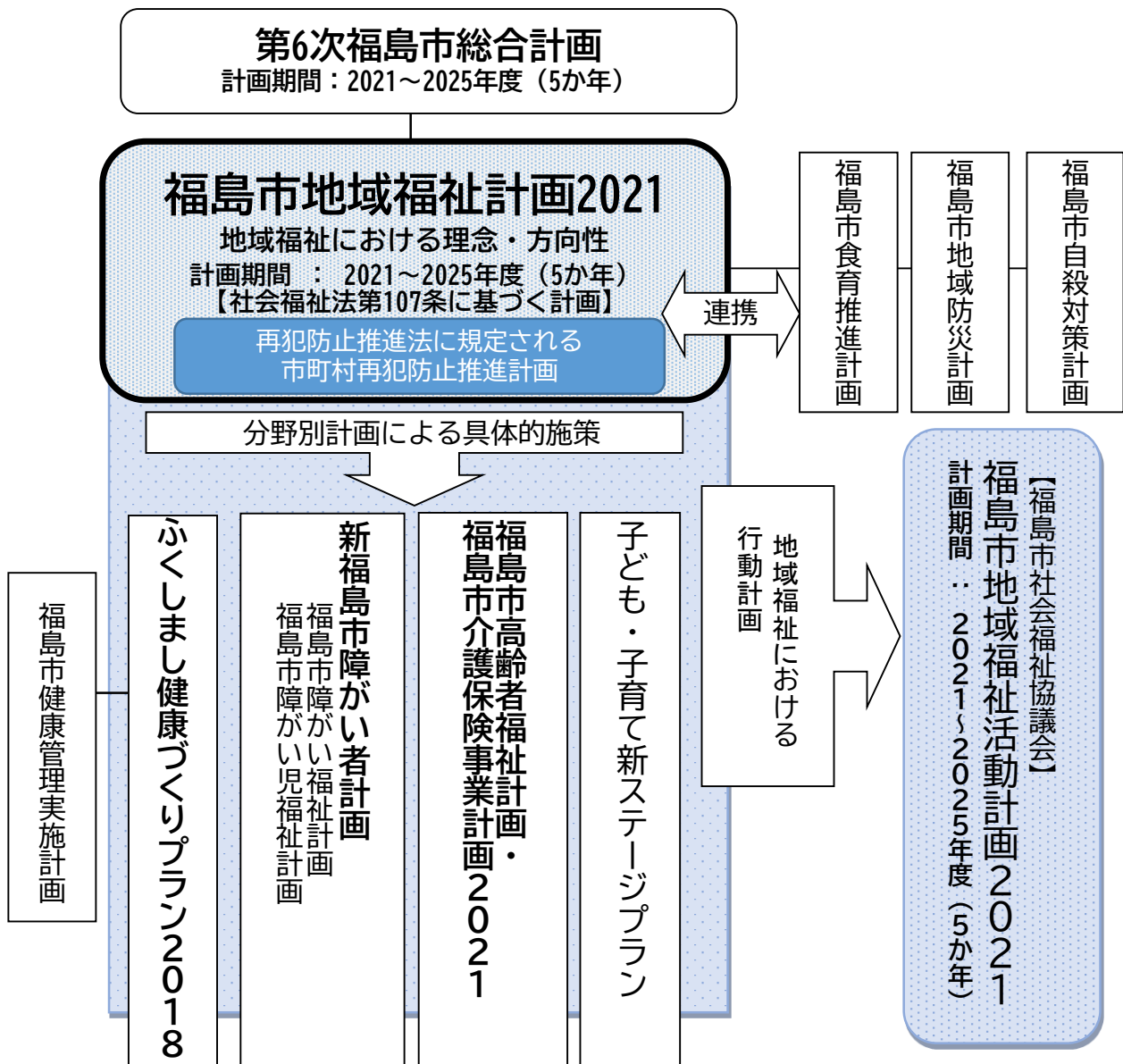
## 計画の位置づけ

福島市地域福祉計画2021は、第6次福島市総合計画に定める将来構想「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～」を実現するための保健福祉部門の基本計画です。

また、「ふくしまし健康づくりプラン2018」「新福島市障がい者計画」「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画2021」「子ども・子育て新ステージプラン」の各計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方針を示すとともに、地域福祉を推進するための計画です。

福島市地域福祉計画2021は、福島市社会福祉協議会が策定する「福島市地域福祉活動計画2021」と密接な関係にあり、基本目標や方針を共有し、連携して取り組む計画となっています。

## 【地域福祉計画の位置づけ】



## (1) 福島市地域福祉計画2021の担う役割

「地域福祉計画2021」が担う役割は、次の通りです。

- (1) 共生社会の新ステージに向けたスタートとなる計画
- (2) 一人ひとりが人権と個性を尊重し合い、共に支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる共生社会を実現するための計画
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式が求められている中、持続可能な社会づくりを進めるため、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることを重視した計画
- (4) 計画期間の開始年である2021年が東日本大震災から10年の節目を迎えることから、これまでの取り組みを活かしつつ、地域の支え合いを一層深め、強化する計画
- (5) 高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭などを含め、さまざまな課題について包括的に支援を行う体制の構築を推進する計画
- (6) 市の各分野の計画と連携を図るとともに、福島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携を図ることなどにより、実効性のある計画
- (7) 団塊の世代が75歳（後期高齢者）となる2025年問題に向かって実施する施策の総仕上げに取り組む計画
- (8) 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年問題を見据え、担い手としての現役世代の減少に伴う諸課題に対応する計画

3

## 計画期間と各計画との連携

福島市地域福祉計画2021の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、状況に応じ見直しを行い計画を推進します。また、福島市地域福祉計画2021と連携する下記計画の基本目標、重点事業は別表のとおりです。

計画の名称	現計画の計画期間(年度)	～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福島市総合計画	R3～R7	第5次		第6次						
福島市地域福祉計画	R3～R7	2016		2021						
ふくしまし健康づくりプラン	H30～R4	2018								
新福島市障がい者計画	H26～R5	前期計画	後期計画							
福島市障がい福祉計画	H30～R2	第5期		第6期						
福島市障がい児福祉計画	H30～R2	第1期		第2期						
福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画	H30～R2	2018		2021						
子ども・子育て新ステージプラン	R2～R6	福島市子ども・子育て支援事業計画		子ども・子育て新ステージプラン						



【別表】地域福祉計画と連携する各種計画の重点事業

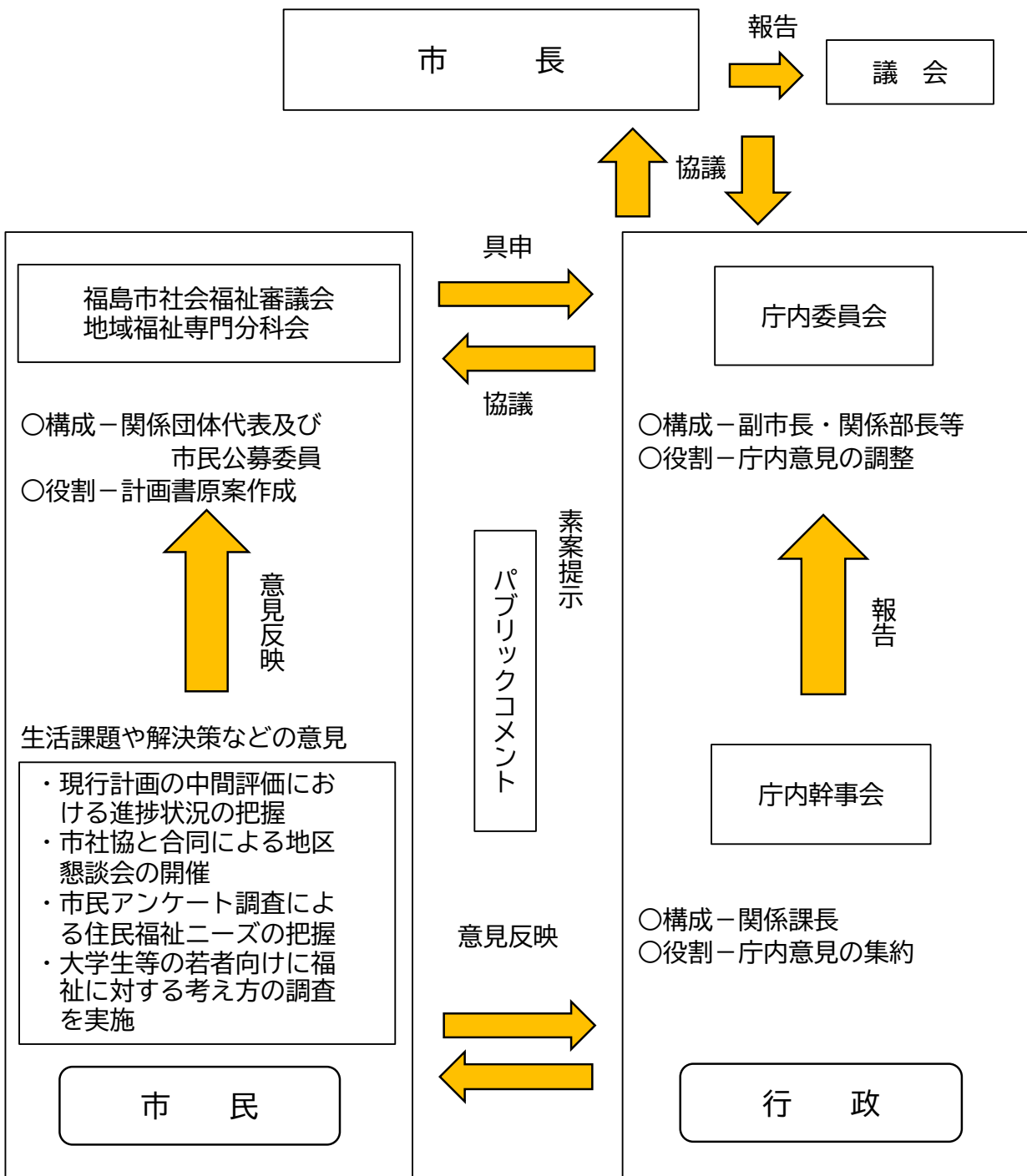
計画の名称	基本目標・重点事業
ふくしまし健康づくり プラン2018	生涯にわたって健康で安心して暮らす「健都ふくしま」を作るため、市民総ぐるみ運動を推進し、健康寿命の延伸を目指す。 1. 一人ひとりの健康を応援する環境づくり 2. 地域の健康づくり 3. 職場の健康づくり  ①喫煙対策 ②歯・口腔の健康づくり ③がん対策 ④肥満・メタボリックシンドローム対策 ⑤脳・心血管系疾患対策  ⑥心の健康づくり ⑦子どもの健康づくり ⑧子育てを取り巻く環境整備 ⑨放射線に関する健康管理
新福島市障がい者計画 (後期計画)	障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指す。 1. 自立と社会参加を支援する 2. 地域生活を支援する 3. 安全で安心して暮らせる環境づくりを推進する 4. 保健・医療・福祉・労働・教育の連携によるサービスを推進する  ①啓発・広報活動の推進 ②生活支援体制支援の整備 ③社会活動への参加促進 ④福祉施設から一般就労への移行  ⑤相談支援体制の充実・強化 ⑥障がいの原因となりうる疾病 予防と重症化予防
福島市障がい福祉計画 (第6期)  福島市障がい児 福祉計画(第2期)	1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2. 市町村を基本とした身近な実施体制と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等 3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み 5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援 6. 障がい福祉人材の確保 7. 障がい者の社会参加を支える取組  ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行  ⑤相談・支援体制の充実 ⑥障がい福祉サービス等の質を向上 させるための体制構築 ⑦障がい児支援の提供体制の整備
福島市高齢者福祉計画・ 福島市介護保険事業計画 (2021)	1. 生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり 2. 地域で高齢者を支える体制づくり 3. 安心・安全に暮らせるまちづくり  ①フレイル予防 ②高齢者の居場所づくりと社会参加 ③安心・安全に暮らせる環境づくりなど
子ども・子育て 新ステージプラン	1. 安心して子育てできる環境をつくる 2. 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる 3. 子どもが適切な支援を受けることができる環境をつくる 4. 地域における子育てしやすい環境をつくる  ①幼児保育・保育施設の供給量の確保 ②幼児教育・保育の質の向上 ③放課後児童対策の充実 ④特別保育等の充実 ⑤児童虐待防止体制の強化  ⑥障がいのある子どもに対する支援 の充実 ⑦子どもの貧困対策の充実 ⑧子どものえがお条例(仮称)の制 定

4

策定の方法

福島市地域福祉計画2021の策定にあたり、福島市地域福祉計画2016の取り組み状況や生活課題及びその解決のための取り組みなどについて、地域懇談会を開催し、また、全世代向け、次世代向けのアンケートを実施し、福島市地域福祉計画2021策定への市民参加を図ってきました。

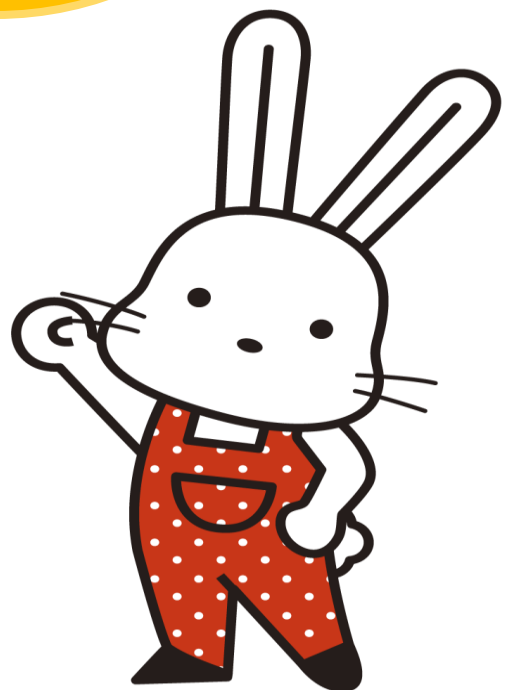
策定にあたっては、学識経験者をはじめ市内の福祉関係団体等の推薦者で構成される「福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において生活課題や解決策のご意見をいただくとともに、「福島市地域福祉計画策定庁内委員会」において全庁的な調整を図りました。



## 第2章

# 基本理念と目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画推進の考え方





## 1

## 基本理念

## 福島市地域福祉計画2021の基本理念

みんなでつくろう  
共生社会の新ステージ ふくしま

東日本大震災・福島原子力発電所の事故の経験や本市の地域特性を生かし、様々な生活課題の解決を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における共生社会の精神や取り組みをレガシーとして未来に継承し、障がいの有無、年齢、国籍によって分け隔てられることなく、社会、地域の中で誰もが役割を持って活躍し、互いに支え、支えられながら、おもいやりあふれる共生社会実現を目指します。

## 2

## 基本目標

## 1. 地域における支え合いの促進

地域の助け合いにより、子どもやその親、高齢者、障がい者などを見守り、支援する体制を構築し、東日本大震災・福島原子力発電所の事故や東日本台風（台風19号）などの災害や、新型コロナウイルス感染症での経験を活かした共に支え合う地域づくりを目指します。

健都ふくしま創造事業※1により市民総ぐるみで健康づくりを推進し、自助の基本である自らの健康増進を目指します。

## 2. 誰にでもやさしいまちづくりの推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進し、その精神や取り組みをレガシーとして未来に継承することで、みんなが安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

日頃の助け合いだけでなく、災害が発生した時を想定した活動や、地域の犯罪を防止する活動など、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

子どもやその親、高齢者、障がい者などの日常生活を支援し、お互いに個性や人格を尊重し支え合い、また、それぞれの個性を生かして活躍できる地域づくりを目指します。

## 3. 包括的な相談体制とサービス提供体制の構築

自殺に追い込まれようとしている人、認知症や障がいによって判断能力が十分でない人、虐待を受けている人などの相談や早期発見・早期支援に努めるとともに、8050問題やダブルケアなどの複合、複雑化した支援ニーズに対し、必要な支援の提供を包括的に行えるよう、関係機関との連携を強化し、福祉サービスが必要な方へ適切に届く体制づくりを目指します。

※1 健都ふくしま創造事業：市民の健康寿命延伸のため、市民総ぐるみの健康づくりを推進する取り組み。



## 計画推進の考え方

### 1. 自助を基礎とした自助・共助・公助による取り組み

一人ひとりが自分の生活を豊かにするために努力する「自助」を基礎として、「自助」、「共助」、「公助」の3つの「助」の力のバランスをとりながら、連携させることで計画を推進します。

#### (1) 自助（自分自身のケア）

自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

【例】生きがいづくり、健康づくり、介護予防など。

#### (2) 共助（みんなの支え合い）

地域の支え合いや社会保険のように制度化された相互扶助。

【例】周りの人同士の助け合い、町内会・自治会の活動、ボランティア活動、医療保険、介護保険など。

#### (3) 公助（行政による支援）

自助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給条件を定めた上で必要な保障を行う社会福祉など。

【例】高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護などの行政による支援。

（6ページ 自助・共助・公助の構図 参照）

### 2. 市民との共創による取り組み

地域福祉の推進は、地域や事業者、福島市社会福祉協議会、行政だけではなく、地域の構成員である市民一人ひとりの力が必要です。

地域福祉計画2021では、それぞれの役割のもと相互に連携して共生社会の実現を目指します。

### 3. 他の計画との連携による実効性のある計画としての取り組み

福島市地域福祉計画2021の策定にあたり、上位計画である総合計画のほか、分野別計画である「福島市健康づくりプラン2018」、「新福島市障がい者計画」、「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画2021」、「子ども・子育て新ステージプラン」などと連携させ、実効性のある計画として取り組みます。

また、福島市社会福祉協議会では地域福祉計画の実践的な計画である地域福祉活動計画2021を策定しますが、地域福祉計画2021と同じ目標のもと、連携して地域福祉を促進します。

（18ページ 地域福祉計画の位置づけ 参照）